

## ○別府市及び別杵速見地域広域市町村圏事務組合管理職員等の範囲を定める規則

(昭和53年5月17日  
別府市、別杵速見地域広域市町村  
圏事務組合公平委員会規則第5号)

改正	昭和53年10月6日	公平委規則第7号	平成3年11月18日	公平委規則第2号
	昭和55年4月1日	公平委規則第1号	平成6年4月1日	公平委規則第2号
	昭和58年11月14日	公平委規則第1号	平成12年3月31日	公平委規則第1号
	昭和59年3月31日	公平委規則第9号	平成24年7月26日	公平委規則第1号
	昭和61年3月26日	公平委規則第1号		
	昭和63年8月1日	公平委規則第1号		
	平成3年5月15日	公平委規則第1号		

### (目的)

第1条 この規則は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第52条第4項及び教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第21条の5第3項の規定に基づき、法第52条第3項ただし書に規定する管理職員等の範囲を定めることを目的とする。

### (管理職員等の範囲)

第2条 法第52条第3項ただし書に規定する別府市及び別杵速見地域広域市町村圏事務組合の管理職員等は、別表の左欄に掲げる機関についてそれぞれ同表の右欄に掲げる職を有する者とする。

### (機関の改廃等の通知)

第3条 各任命権者は、別表に掲げる機関の改廃若しくは新設があつたとき、又は管理職員等若しくはこれに相当すると認められる職員の職の改廃若しくは新設があつたときは、速やかにその旨を公平委員会に通知しなければならない。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和53年10月6日公平委員会規則第7号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和55年4月1日公平委員会規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和58年11月14日公平委員会規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和59年3月31日公平委員会規則第9号) 抄

1 この規則は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則 (昭和61年3月26日公平委員会規則第1号)

この規則は、昭和61年3月31日から施行する。

附 則 (昭和63年8月1日公平委員会規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成3年5月15日公平委員会規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成3年11月18日公平委員会規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成6年4月1日公平委員会規則第2号)

この規則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年3月31日公平委員会規則第1号)

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年7月26日公平委員会規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

(別府市及び別杵速見地域広域市町村圏事務組合管理職員等の範囲を定める規則)

別表

機 関		職	
別府市	議会事務局	局長、参事、次長	
	市長 部局	本庁（会計課を含む）	部長、参事、次長、課長、林業事務所、課長補佐、秘書人事、予算、法規、文書及び庁舎管理担当の係長、現業職員の労務担当の係長、金銭出納担当の係長、秘書担当の主事（もつばら市長の面会、受付及び日程作成等に関する事務を行うものに限る。）、人事担当の主任及び主事（厚生福利、研修又は職員団体に関する事務を行うものを除き、かつ、企画に関する事務を行うものに限る。）、職員団体担当の主任、主事及び事務員並びに法規担当の主任
		出張所	出張所長
		養護老人ホーム	老人ホーム所長
	教育 委員 会部 局	教育庁	教育庁、教育次長、課長、所長、人事及び庶務担当の係長
		小学校	校長、教頭
		中学校	校長、教頭
		高等学校	校長、教頭
		幼稚園	園長
		養護学校	校長、教頭
		中央公民館	館長
		図書館	館長
		学校給食共同調理場	場長
	選挙管理委員会事務局	局長	
	監査事務局	局長	
農業委員会事務局	局長		
別杵速見地域 広域市町村圏 事務組合	事務局	局長、次長、総務係長	
	秋草葬斎場	場長	
	藤ヶ谷清掃センター	所長	

〔別杵速見三〇〕

四一九の二

備考

- 1 市長部局の部の本庁の項中「課長補佐」とは別府市事務決裁規程（平成2年別府市訓令第9号）第4条第4項第1号ただし書の規定により第2次以後の代決権者に指定された者を除いたものをいう。
- 2 市長部局の部の本庁の項中「庁舎管理担当の係長」とは、本庁舎の庁舎管理を担当する係長をいう。
- 3 市長部局の本庁の項中「現業職員の労務担当の係長」とは、観光経済部温泉課維持管理係長、生活環境部清掃課管理係長、同部同課し尿処理場春木苑場長、建設部土木課維持係長、同部公園緑地課南立石緑化植物園長及び同部下水道課中央浄化センター場長をいう。